

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)	
地域名 (地域内農業集落名)	堀滝地区 (堀滝)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 1 月 19 日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当該集落は、昭和50年に区画整理事業が実施され、主に水稻や花卉、野菜等が栽培されている。
・農地面積は少なく、水田は地域内の2名の農業者で作付けが行われている。また、中山間地に位置している一部の水田については、耕作放棄地となっている状況にある。
・集落内の農業者は高齢化や後継者不足により減少しており、今後は現状農地を維持管理することが困難な状況になってきている。

【地域の基礎的データ】農業者:10人(農林業センサス) 認定農業者:3人 新規就農者:0人
主な作物:水稻・花卉(キク)・野菜(アスパラ)など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後においても、水稻や野菜、花卉などの作付けを行っていくが、農地が中山間地域に位置していることから、他の地区からの入作者による作付けは困難な状況ではあるが、地域内外の農業者による、耕作を行っていく。
・老朽化や、未整備となっている農業用施設(水路等、農道等)の整備についても、町と協議しながら経費負担が少ない事業等の検討も行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・離農、規模縮小が生じた場合に、近隣農業者を中心に集積、集約化を図り、町農業委員会と連携を密にしながら農地中間管理機構を通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・水路等の老朽化が進んでおり、修繕が必要な箇所はあるが費用面で整備を行っていない状況であるため、今後、費用負担が少ない様々な事業の検討を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・今後、後継者不足や高齢化による農業従事者の減少により農地の保全管理が困難になる可能性があるため、集落ぐるみで持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内外からの担い手による作業委託や農地の集積・集約化を進め、農地の維持を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策として、電気柵等を設置するとともに、被害が拡大しないように荒廃農地などの発生を抑える。

⑧農業用施設の整備等については、農業者負担ができるだけ少ない事業の検討を行っていく。